

# 特定健康診査受診券を送付します

(令和3年4月1日現在における被扶養者の方が対象)

特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。

メタボリックシンドロームは自覚症状がなく、そのまま放置しておくと生活習慣病を引き起こす原因となるため、健診による早期発見・予防が必要です。

健康状態を把握するためにも、一年に一回、必ず特定健康診査を受診しましょう。

ご自宅に  
郵送します

5月下旬



組合員の皆さまからも被扶養者に受診されるようお伝えください。  
特定健康診査の受診率が低い場合にはペナルティが課せられ、高齢者医療への負担金が増額するため短期給付の掛金・負担金が上がります。

## STEP1 特定健康診査の受診方法を選ぶ

### A 住民健診

居住地で実施している住民健診と併せて受診してください。

健診日等の詳細は、居住地の市町村へ確認してください。

### B 検査機関

特定健康診査を実施している検査機関で受診してください。

※検査機関は当組合ホームページトップページ「各種一覧表」からご覧いただけます。

### C 人間ドック（被扶養配偶者のみ）

当組合が助成する人間ドックを受診する方は、特定健康診査を受診したことになりますので、受診券の送付はありません。

### D 健康診断（パート等をしている方）

お勤め先で健康診断を受ける場合は、健診結果の写しを提出することで、特定健康診査を受診したことになります。

お手数をおかけしますが、健診結果（コピー）の提出をお願いします。

## STEP2 特定健康診査を受ける（上記AとBの場合）

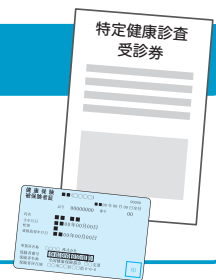
健診に  
かかる費用

**無料!!**

個人の負担はありません

当日の  
持ち物

- 特定健康診査受診券
- 組合員被扶養者証（保険証）



## STEP3 特定健康診査後は…特定保健指導

特定健康診査の結果をもとに、保健師や管理栄養士など専門家のサポートを受けながら病気にならないように生活習慣の改善をしていきます。

リスクの程度に応じて動機付け支援または積極的支援があり、**無料**で受けられます。

なお、特定保健指導に該当した方には「特定保健指導利用券」を送付します。

**特定保健指導に該当した場合は必ず受診をしてください。**